

協定等		一般特惠 (Form A)	シンガポール協定	メキシコ協定	マレーシア協定	チリ協定	タイ協定	
原産地基準	完全生産品	P	—	A	A	A	WO	
	原産材料のみから生産される産品	—	—	B	B	B	PE	
	品目別規則を満たす産品	W+HS 4桁	—	C	C	C	PS	
	関税分類変更基準の特例産品	—	—	D	—	D	—	
	繊維製品の特例	—	—	T P L	—	—	—	
	記入欄	第8欄	—	第8欄(特惠基準)	第5欄(特惠基準)	第5欄(特惠基準)	第8欄(原産地基準)	
その他の基準	記入事項	添付された証明書の番号(自国関与、アセアン5カ国累積)	—	ACU, DMI, FGM, I M, N/Aのいずれかを必ず記入	ACU, DMI, FGMを適用があった場合に記入		ACU, DMIを適用があった場合に記入	
	記入欄	第4欄(公用欄)	—	第9欄(その他の事項)	第5欄(特惠基準)	第5欄(特惠基準)	第7欄(品名等)	
特殊な品名	記入事項	—	特別なルールによる品目別規則を満たす場合には、品名に加え、附属書II Bで定められた説明を付す。	統一規則附属書2-Bに掲げる品目：同附属書に掲げる品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(いぐさ製品等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	熱帯果実ワイン及びタイの蒸留酒：所定の文(特定の品名及び製品証明書の番号)	
	記入欄	—	第10欄(品名等)	第6欄(品名)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第7欄(品名等)	
アセアン登録第三国船産漁獲材料、I O	記入事項	—	特別なルールによる品目別規則を満たす場合には、品名に加え、附属書II Bで定められた説明を付す。	—	第16類、第18類～第20類の産品：アセアン第三国の材料名、国名 第19類又は第20類の産品：日本、マレーシア又はアセアン第三国において収穫等された材料名、国名 第50類～第63類の産品：日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	—	第1604 14号の産品：材料名、I O T Cに登録された船名、登録番号、登録国名 第7類、第16類、第18類～第20類の産品：アセアン第三国の材料名、国名 第61類、第62類の産品：日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	
	記入欄	—	第10欄(品名等)	—	第4欄(品名等)	—	第7欄(品名等)	
適及発給	記入事項①	—	—	"ISSUED RETROSPECTIVELY"	"ISSUED RETROACTIVELY"			
	記入欄①	—	—	第11欄(備考)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第4欄(公用欄)	
	記入事項②	—	—	—	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)			
	記入欄②	—	—	—	—	第3欄(輸送の詳細)	第4欄(公用欄)	
	(参考) 原則的な原産地証明書発給の時期	輸出の際	シンガポールから送り出した際	輸出のとき	船積みするときまで	船積みするときまで	船積みするときまで	
紛失等の理由による「再発給」	「再発給」証明書の性格	—	—	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。			
	記入事項	"DUPLICATE" "DUPLICATA" 等	"DUPLICATE" 又は "DUPLICATA"	"DUPLICATE"	オリジナルの原産地証明書の発給日及び番号		"DUPLICATE" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日及び番号	
	記入欄	記入欄の指定はない。	記入欄の指定はない。	第11欄(備考)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第4欄(公用欄)	
修正	証明書の発給のやり直し	—	—	—	(原則的には) 原産地証明書に不正確な情報が含まれている場合には、原産地証明書の発給のやり直しを求め、当初の原産地証明書を無効とする。新規番号、新たな日付による発給のやり直しが行われることとなる。			
	証明書の修正	発給機関の修正印による証明	発給機関の修正印による証明	発給機関の修正印による証明	登録署名による承認	権限者の署名による承認と機関の証印	権限者の署名による承認と機関の証印	
インボイスの番号及び日付け	原則	—	—	日本への輸入申告に用いられるインボイスの番号及び日付(日本への輸入申告に用いられるインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスのもの)				
	発給時に番号三が国判明インボイ	記入事項①	—	—	第三国インボイスの番号	第三国インボイスの番号及び日付		
		記入欄①	—	—	第10欄(インボイス)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)
	発給時に第三国インボイス番号が不明	記入事項②	—	—	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所			
		記入欄②	—	—	第11欄(備考)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第1欄(輸出者)
	発給時に第三国インボイス番号が不明	記入事項①	—	—	【空欄】	【空欄】	【空欄】	輸出国(タイ)で発行されたインボイスの番号及び日付
		記入欄①	—	—	第10欄(インボイス)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)
	取扱い	記入事項②	—	—	—	—	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所	
		記入欄②	—	—	—	—	第8欄(備考)	第1欄(輸出者)
取扱い	—	—	誓約書等の関係が分かるような書類の提出			関係がわかるような書類の提出		
産地続証する書原	記入事項	—	—	—	—	—	—	
	記入欄	—	—	—	—	—	—	